

◆高木真理議員 民主党・無所属の会さいたま市議団の高木真理です。

会派が合同して新たなメンバー構成のもと、さらに活発な議論で市政の研究を進めております。以下、通告に従い一般質問を行います。

1 『ふるさと応援』寄附への本市の取組について。

今、本市のホームページを開くと、トップページのトピックスに「さいたま市『ふるさと応援』寄附のご案内」の文字が出てまいります。この3月に国会で成立した、いわゆるふるさと納税の寄附控除制度に対する大変素早い対応と評価をさせていただくところです。

また、その内容を見ますと、寄附者の意思を反映できるような選択メニューが用意された、いわゆる寄附による投票の形となっており、旧民主党市議団より寄附による投票条例の導入を要望してまいりました者としても、去る12月議会で基金のみでの対応との答弁をいただいておりますだけに、感慨もひとしおです。ホームページ上で他自治体を調べますと、都道府県、政令市においてもここまでの対応ができているところは、まだ数が少ないようです。

さて、そこで幾つか伺いたいことがございます。

まず、1点目、たくさんのメニューが用意された本市の寄附制度であります。制度として運用が開始されたものの、条例の形はとっていません。長野県泰阜村が第1号で注目されましたが、ふるさとへの寄附を呼び込むツールとしてのメニュー選択方式は、寄附による投票条例として急速に導入自治体をふやしているところです。制度でも運用上は支障がないかもしれませんが、条例化したほうが議会を通じた議論にももまれ、また政令市初としてのPR効果も高くなります。恐らく少しでも多くの寄附をいただくために、ひとまず制度でよいから導入をとのことではなかったかと思いますが、条例化はいつごろをお考えでしょうか。

2点目、選択メニュー方式で寄附者のインセンティブを引き出すのがねらいの寄附による投票方式ですが、選択メニューの数は片手か両手で数えられるものが通例でした。しかし、本市は、総合振興計画の7分野に合わせた53ものメニューを用意して

おり、特異なものとなっています。

ちなみに、一般的な少数選択肢方式では、その選択肢自体がどのメニューで寄附者の気持ちをくすぐろうかというPRの要素になっていて、例えば香川県では旧メニューのうちの寄附番号1が讃岐うどんになっています。わかりやすく、本市を伝えるには絞り込みも必要かと思いますが、今回このような形式になった理由と今後の見直しの可能性について伺います。

3点目、寄附を多く募るには、広く全国、全世界の本市サポーター予備軍に呼びかける必要があると思っています。

そこで、効果的なPRをどのように考えているか伺います。

また、寄附しやすくするためにクレジットカード払いを実施している自治体もありますが、本市での御検討はいかがでしょうか。

4 最後に、寄附してくださった方へのフォローの方法について伺います。

現在寄附者に対しては、感謝状の送付とホームページを通じての受け入れ状況の報告などの対応がとられるとのことですが、今年度の寄附者に繰り返し、毎年サポーターとして継続してもらえるような仕組みづくりも重要と考えます。大分では、寄附者は大分かっせ隊として登録され、情報紙の送付などで、いわばファンクラブのような形で継続的な支援を求めていく仕組みがあります。本市でも検討されてはと考えますが、いかがでしょうか。

次に移ります。

2 プラザノースとPFI方式の検証について。

北区に本市初のPFI方式で、鳴り物入りのプラザノースがオープンしました。この間、市民の皆さんからは、立派な建物より生活道路の整備など、市民生活の足元をやってくれとの声も多々いただいたところではありますが、区役所、図書館、保健センター、ユーモア、芸術創造機能をあわせ持つ複合施設として市民生活に役立つことが期待されています。

ところで、PFIで22億円の削減効果が売り物の施設ではありますが、このPFI方式について、市民にも、私たち議員にもなじみの薄い方法ですので、わかりやすい理解のために、以下詳しく伺いたいと思います。

ここでは、今後の本市におけるPFI事業に生かすべく事例から学びたいとの思いで質問いたしますので、やってみたら失敗だったというのも決して責めたりしませんので、ぜひ御開示いただきたいと思います。

まず、1点目、一般的にPFI方式ではコスト面以外のメリットがわかりにくいという指摘があります。22億円の削減効果以外に、どのようなメリットを実感しているのかお聞かせください。

2 PFIでは、今回の15年のような長期契約によって長期のリスクを契約の範囲内に抑え込むことができるというメリットがありますが、完成後に大規模改修が必要となった場合は、その対象範囲外です。そのため、場合によってはPFIでないほうがトータルコストがかからなかったということにもなりかねませんが、いかがでしょうか。

3 運営会社は、株式会社プラザノースマネジメントですが、株式会社である以上、当然運営の仕方によっては倒産ということもないではありません。万が一そういう事態が起きた場合は、そのようなリスク対応が想定されるのかお聞かせください。

4 運営が民間会社のサービスであることのメリットもあるかと思いますが、苦手と思われる部分も存在します。例えば市民との協働。運営にかかわりたい、プラザノースを盛り上げたいという市民との連携は手間暇がかかり、時に民間には面倒です。また、例えばユーモアスクエアの展示や企画の運営も工夫せずに、最低限のもののみ実施ということにもなりかねません。市民との協働や企画、展示の内容に市が不足を感じた場合、市はどのように関与することができるようになっているのでしょうか。

5点目、今の質問にも関係があるのですが、今回のPFIでは15年のサービス代金が先に決まっています。人間もらえるお金が同じならば、余り頑張る気がしないという要素があるのではないかと思います。公立病院へのPFI導入では、サービスの質の担保のために報酬を評価と連動させるという方法もございます。プラザノースではどのように対応することになっているのでしょうか、お聞かせください。

6 今後本市では、新クリーンセンターや緑区の複合施設にPFI方式を検討していると聞いておりますが、PFIアドバイザーの選定や委員会メンバーの選定において、今回のケースをどのように評価し、今後に生かしたいと考えていますか。全般的なPFI事業の失敗事例を、どのくらい研究して参考にしているかについてもあわせて伺います。

7 長期契約をパッケージにすることでメリットを生むPFIですが、どうしても最初の契約内容に支障が出てくる場合、リセットして契約し直す必要もあるかと思いますが、そのような対応もあり得るのかお聞かせください。

大項目3に移ります。平和教育について。

平和教育の取り組みについて伺います。本年8月には、さいたま市で国連軍縮会議も開催されます。平和行政、平和教育について学ぶべく、この3月には議会として、また会派として沖縄に視察に行っていました。言うまでもなく、沖縄はさきの大戦において国内唯一の地上戦の舞台となった場所であり、現在も在日米軍基地の75%が集中する地域であります。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とユネスコ憲章にもあるように、教育の果たす役割は大変重要です。戦争の実態を知るには、教科書を通じて学ぶだけではなく、実際に戦争体験者から生のお話を伺うこと、そして沖縄、広島、長崎など国内外に残されたさまざまな戦争遺跡をみずからの目で確かめるような取り組みも大切と考えます。

そこで、改めて平和宣言都市としての本市教育委員会の平和教育の方針について、また市内小中学校、高校において、こうしたフィールドワークの実践はどのようになされているのかお伺いします。

4 子育て支援について。

恐らく年配世代の方には、子育て支援という言葉に、私たちは支援なんかなくても頑張ったのに、今の若い人はと思われる方も多いのではないかと思います。現在3歳とゼロ歳双子の育児をしながらつくづく時代が変わっていると感じます。その昔、子どもは、行ってきますと外に出れば原っぱや雑木林があり、遊ぶことができました。そこに行けば、近所の子どもがいて、外遊びの中で体力もつきました。今は、親同士

がアポをとり合って子どもの遊び環境をつくり、狭い道に走る大量の車に気をつけて遊び場に行き、目を離したすきに犯罪に巻き込まれない用心をします。ちょっと御近所に預かってもらうというのも、今はそもそも家にいる人がいなくて預けられないうえ、預かるほうが、何か事故があったらとしり込みをしがちで、なかなか頼れるものではありません。四六時中、親は気を抜けない環境です。

一方、では行政で何ができるかとなると、限られているのも事実ですが、そこをやっていくことで、少しでも未来の親子の窒息が防げればと感じます。

少々大上段の話をしてしまいましたが、今回はごく具体的な2点について伺います。

(1) 児童関連施設の配置について。

本市においては、「子育てするならさいたま市」のキャッチフレーズのもと、さまざまな子育て関連施設の整備が進んできているところです。子育て支援センターをはじめとする乳幼児と、その親が利用できる施設の整備は、特に着々と進んでおり、評価させていただくところです。しかし、雨の日や休日にも子どもが存分に遊べる場として大型児童館のような広いスペースを要望する声が実際私のところにはたくさん届いてまいります。

上尾市にこどもの城という施設がありますが、こちらは大変さいたま市民の利用が多いとのことでした。広さ、延べ床面積 2,330.62 平方メートル、敷地面積 4,335.38 平方メートルで、主に3歳未満の子の遊ぶスペース、広い体育館スペース、図書室、イベントルーム、飲食可能な休憩スペースなどがあり、建物の中庭的人工芝スペースもあって、ちょっとはだしで外遊びもでき、隣には広い公園もあります。駐車場は、残念ながらいつもいっぱいですが、第1、第2隣接の公園部分まで含めると102台分あり、この施設なら市内の遠方からでも来る価値があるというものになっています。

大阪では、府と市がそれぞれ大型児童館を持ち、橋下知事が存廃に言及するなど、こういった施設は建設から維持管理まで費用負担の大きいということは理解できるのですが、それを考えたうえでいま一度検討できないか伺うところです。

何も広大な敷地を用意して単館で建てるだけがやり方ではありません。我が会派の丹羽議員が質問したキッザニアは、商業スペースのワンフロアであるように、ある一定面積が確保できれば十分目的を果たす施設をつくることができます。何とかの1A街区に予定されるミュージアムにどれだけの人が押し寄せるかわかりませんが、同じフロアでもこどもの城のようなスペースなら間違いなく市民の親子が何度も訪れて

満員御礼の施設になるのになと思ってしまうほどです。今になって思えば、プラザノースもあれだけのすばらしい建物を大人たちが芸術創造活動に使える箱として整備できたのだから、ワンフロアだけでも子どもが走り回れるスペースをつけ加えていたらとも思うのです。そして、こうした大型の拠点スペースと組み合わせる形で、身近なところに児童館というのがベストなパターンと考えます。

本市では、児童関連施設の配置についてどのように考えていますか。実際は、身近なところといっても、幼児が歩いていける距離に1つというわけにはいかないのです。車でのアクセスは当然の想定かと思いますが、現在の児童館には駐車場がなくて困るとの声も多数聞きます。現状への認識と今後の対応について伺います。

(2) 幼保間の支援差の縮小について伺います。

本年度から幼稚園における預かり保育に対しても市からの補助金が出ることとなりました。待機児童の解消を図る中で、幼稚園も今教育機関としての役割のほかに保育の役割も期待されるところです。ところで、複数の子どもを預けている場合に、市の補助により保護者の負担が軽減されるという制度があります。これについては、補助の対象が市の努力により着々と広がっていて、認可保育園間、家庭保育室間、認可保育園と家庭保育室の間、幼稚園と認可保育園の間にそれぞれ補助が出ていて評価するところです。しかし、幼稚園と家庭保育室に預ける場合には、この補助がありません。ここまで認可保育園と家庭保育室の差を埋めることに努力して、また幼稚園にも保育としての機能を期待する体制になっている現在、幼稚園と家庭保育室という支援の抜け落ちている部分にも同じような支えを行っていくべきではないでしょうか、御見解を伺います。

最後の項目、5 市民との協働と自治会の総合的負担について伺います。

市民との協働は、本市の運営の基本にある理念と理解しています。この市民との協働は、言うはやすく、行うはかたしで、時代の変化に合わせてさまざまな形の市民とさまざまな形の協働を展開していくというのは、そう簡単なことではありません。そういった中、一つの協働の形として自治会は大変大きな要素を担っています。私自身、この議場で実に多くの施策につき、市民との協働を形とすべく自治会に協力いただくとの説明を受けてまいりました。しかし、実際の自治会長さんからは、自治会長は激務だとの感想をいただくことがしばしばです。各課がそれぞれ、これは市民との協働

のために自治会にお願いしようと作業を依頼していくため、最終的にそれが集まってみると膨大になっているという事態が起きているのではと懸念するところです。

そこで伺います。市で把握している自治会への依頼事業は幾つになりますか。コミュニティ課で集約しているもの以外も可能な限り調べ、全体数で教えてください。

次に、それらが依頼された結果、自治会の負担が重くなり過ぎないようにする仕組みの工夫について伺います。

自治会は、市民の代名詞として執行部にはやりやすいパートナーだと思いますが、その結果、自治会が疲弊したのでは意味がありません。適切な依頼量となるよう市の側でも配慮ができ、かつその分量や内容について自治会側からの反応も受けとめられるような仕組みが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

以上、答弁のほどよろしくお願いたします。(拍手起こる)

◎藤間文隆教育長 3 平和教育についてお答えいたします。

市内の小中高等学校においては、学習指導要領に基づき社会科や道徳などを中心に学校の教育活動全体を通じて、平和の大切さを学んでいるところでございます。

お尋ねの平和教育に関するフィールドワークの実態についてでございますが、小中学校については教育委員会の地域講師派遣事業を活用して、戦争体験者を学校に招いてお話を伺ったり、戦争中の生活の様子が見られる実物資料を埼玉県平和資料館から借用して、事業に活用したりしている学校もございます。

また、校外学習において、戦争中や戦後の様子などが展示されている江戸東京博物館などの施設を見学した学校もあり、平成 19 年度にこうした教育活動を実施している学校は、小中学校合わせて 60 校ありました。さらに、市立高等学校 2 校では毎年修学旅行において沖縄を訪れ、ひめゆり平和祈念資料館や平和祈念公園等を見学しております。

教育委員会といたしましては、今後も各学校において国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う指導の充実に努めてまいります。

以上です。

◎小林敏政策局長 御質問の 1 『ふるさと応援』寄附への本市の取組についてお答えいたします。

御質問の 1 点目、条例化についてでございますが、昨年 12 月の本会議におきまし

て御答弁申し上げましたように、本市におきましては寄附受け入れ可能な基金が既に設置されておりますので、これらを活用することにより寄附者の選択しやすい具体的な施策メニューを提示することで、寄附条例を制定した場合と同様の効果が得られますことから、新たに寄附条例を設けず、今回受け入れ体制の整備を図ったところでございます。

次に、2点目の本市の主要事業を施策メニューとしたことにつきましては、寄附者が総合振興計画の7つの分野に加えて、具体的な事業から選択できるよう配慮したものであり、制度がスタートしたばかりでございますので、当面は今後の寄附受け入れ状況を見守ってまいりたいと考えております。

3点目の今後のPR方法につきましては、引き続きホームページを活用し、内容を充実させるとともに、市報も活用したPRを実施してまいりたいと考えております。

なお、本市では、現在クレジットカードによる公金納入を行っておりませんが、クレジットカードの活用にあたりましては事務処理委託費やクレジット会社への手数料など新たな負担が発生するため、費用対効果も見きわめながら関係部署と導入の是非について研究してまいりたいと考えております。

4点目の寄附募集に当たっての市の対応といたしましては、特産品の贈呈や個別に勧誘を行うといった自治体もあるようでございますが、あくまでも寄附は寄附者の自発的意思に基づき行われるものでありますことから、本市といたしましては、これまでも同様に礼状、感謝状を送付させていただく方式をとっていきたいと考えております。

また、寄附金の受け入れ用途状況につきましては、ホームページ等に掲載するなど透明性の確保を図ってまいります。

以上でございます。

◎島田正壽総務局長 2のプラザノースとPFI方式の検証についての御質問のうち、今後の方針等にかかわる御質問にお答え申し上げます。

まず、今後のPFI事業選定委員の構成の考え方についてでございますが、PFIは施設の設計、建設、維持管理運営を一括契約することから、プラザノースでは建築、法務、金融関係者等をバランスよく配置する構成といたしました。今後のPFI事業の委員構成につきましては、事業ごとに判断すべきことですが、昨年内閣府から出されましたガイドラインの改訂版におきまして、専門性にふさわしい審査体制を確保す

べき旨が示されましたので、事業者の選定等に当たりましては部会を設けるなどして、専門分野ごとに審査していく方針でございます。

次に、P F I のアドバイザリー契約の継続についてでございますが、施設建設以降におきましても維持管理、運営の状況を的確に評価していくことが重要であると考えております。したがって、市にそのようなノウハウが蓄積されるまでの間は、モニタリング等のアドバイザリー契約を継続して実施してまいります。

最後に、P F I の失敗事例の研究と本市でのP F I の契約解除の可能性についてでございますが、他の自治体でのP F I の事件報道等があるたびに、その研究をしておりますので、議員御指摘のようなP F I の契約解除という事態にならないよう、それらの事例も踏まえまして今後とも適切なリスク管理や事業者へのチェック等に努めていく考えでございます。

◎新藤茂市民局長 2 プラザノースとP F I 方式の検証について、順次市民局所管部分をお答えいたします。

はじめに、P F I のメリットがわかりにくいということでございますけれども、大きな違いは整備手法にございまして、従来手法で整備したものと違ひまして、プラザノースにつきましてはP F I 手法で整備を行いつつ進行させてまいりました。P F I 手法の大きな特色は、設計から建設、さらには維持管理や運営までを行う一括発注と要求水準に基づく性能発注にあります。

一括発注の大きなメリットといたしましては、当初から管理運営部門が設計などにかかわることにより、1階フロア部分に施設の顔となる総合インフォメーションカウンターを設置し、周辺には管理事務室、管理警備室を集約させたことで効率的な人員配置を可能とするとともに、すべての来館者に必要な情報を1か所で提供できるワンストップサービスを実現したところであります。

また、性能発注の大きなメリットといたしましては、市が要求水準で求めたグレードの高い耐震性能に対し、すぐれた免震装置の提案がなされ、施設整備に当たり具体化されたところでございます。

次に、コスト面についてでございますけれども、施設については国の基準に基づきますと、建設後20年目以降に大規模修繕の必要が発生するとされていることから、建設後の事業期間を15年としておりますプラザノースについては、大規模修繕の経費は見込んでおらず、事業期間内での施設修繕につきまして、事業者提案に基づき、

施設の部分修繕や機械のオーバーホールの計画を策定し、着実に履行することで施設管理のコストを減少しているところであります。

また、運営会社が倒産したときのリスク対策でありますけれども、プラザノースにつきましては鹿島グループが設立したSPC（プラザノースマネジメント株式会社）が管理運営を行っているところであります。これは、親会社である鹿島グループからの連鎖的倒産の回避を図るため、SPCというプラザノース事業を行うことを目的にした特別目的会社を別に設立したものであります。仮にSPCが倒産した場合につきましては、SPCの融資者である金融機関が市との直接協定に基づき、新たな事業者により運営をゆだねることなどで事業を継続していくことが可能となっております。

施設の適正な運営についてでありますけれども、芸術創造、ユーモア事業の実施については、市が策定した要求水準及び事業者提案に基づき実施しているところであります。この事業につきましては、市民に親しまれ、国際的にも実施を重ねている国際漫画フェスティバルやユーモアフォトコンテストなどをさらに充実、発展させるとともに、ホールや映写室、ギャラリー等を生かし、新たな事業としてユーモア音楽祭や面白ショートフィルム上映会などのユーモアに関する多彩な事業を展開してまいります。

さらに、事業者へのチェック機能といたしまして、毎月の報告書に基づきまして、要求水準及び事業者提案が確実に履行されているかをモニタリングで確認し、事業の成果を検証しているところであります。

市民との協働や市民意見の反映につきましては、利用者懇談会の開催や意見箱の設置などを通じまして、市民意見の聴取に努め、管理運営に反映させてまいりたいと考えております。

最後に、支払い額の増減でありますけれども、契約上、運営サービスの質を担保するために、モニタリングによりまして要求水準及び事業者提案が確実に履行されていないと判断した場合は是正勧告を行い、是正されなければ支払い額の減額を行うこととしております。

以上でございます。

◎新藤茂市民局長 失礼いたしました。

次に、5 市民との協働と自治会の総合的負担についてお答えいたします。

自治会は、地域に密着し、地域の実情に精通した基本的なコミュニティであり、地

域住民の融和や環境美化、防犯、防災などの課題の解決に向けて活動している市民の自主的な団体と認識しております。

自治会に対しましては、投票立会人や民生委員・児童委員をはじめとする各種委員の推薦、環境美化活動等に係るさまざまなお願いをしております。このほか、年間を通じてチラシやポスターの掲示依頼をしております。昨年度につきましては、区の平均で見ますと、チラシが17件、ポスターが49件であります。

いずれにいたしましても、自治会長をはじめ自治会の役員の方々に大変御苦勞をおかけしているところでございますので、引き続き負担の軽減につきましては検討してまいります。

本市では、市民と行政の協働によるまちづくりを進めており、自治会は行政の重要なパートナーと考えておりますので、今後も自治会の皆様の御意見を伺いながら、地域のコミュニティの推進に努めてまいります。

以上です。

◎盛聖保健福祉局長 4 子育て支援についての(1) 児童関連施設の考え方についてお答えいたします。

子どもや家庭を取り巻く社会環境が大きく変化してきている中、子どもにとって身近で健全な地域における遊び場の確保や健全な子育て環境の整備がより一層求められてきており、これらの機能を満たし得る拠点施設として、児童センターが果たす役割は大きいものと考えております。このような状況の中で、本市では16か所の児童センターを整備しておりますが、御質問の大型児童館のような大規模な施設につきましては、市のシンボルともなる子育て支援施設となると思われませんが、利用者の利便性や施設の設備や規模など課題が多くありますので、今後先進事例を参考に調査研究を進めてまいります。

次に、児童センターの配置方針の考え方及び駐車場がない施設の対応についてですが、平成15年3月に策定いたしました公共施設適正配置方針で、子育てを支援する重点施設と位置づけ、行政区に最低1館を設置することを目標としておりますが、浦和区と緑区が未整備区となっておりますため、この解消をまず図りたいというふうに考えております。

また、児童センターは、児童や親子が自動車ではなく、徒歩または自転車で安全に通える範囲に設置することを想定しており、未整備区の整備の見通しが立った段階に

おきまして、児童や親子の利便性や地域の児童数などを考慮し、必要性の高い地域に優先順位をつけるなど、計画的に整備を進めてまいります。

次に、(2) 幼保間の支援差の縮小についてお答えいたします。

本市では、認可保育所の保育料の多子減免につきましては、国の基準に従いまして、兄弟姉妹が認可保育所に入所している場合を軽減の対象としておりましたが、平成19年度からは幼稚園、認定こども園も軽減対象とし、さらに今年度からは新たに知的障害児通園施設等に通所している場合も軽減の対象としたところであります。

なお、保育料につきましては、第3子目以降の保育料を市単独事業として市が負担し、保護者負担額を無料としております。

また、ナーサリールームや家庭保育室につきましては、本市独自の多子減免制度といたしまして、通園している児童の兄弟姉妹が認可保育所やナーサリールーム、家庭保育室に通園している場合に保育料の一部を市が負担し、保護者の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

議員御指摘のとおり、幼稚園、認定こども園及び障害児通園施設等は、市が実施する減免制度の対象施設には含まれておりませんが、本年度から実施しております預かり保育補助事業によりまして、幼稚園においても長時間保育が可能となり、保育所待機児童の解消に大きく寄与するものと考えますので、預かり保育補助事業のさらなる拡大を図るためにも、幼稚園等に通園している場合の減免につきましても今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

◆高木真理議員 御答弁ありがとうございました。

2点につきまして若干伺いたいので、お願いいたします。

プラザノースの件の4点目で伺いました、サービスに不足を感じている場合は、市は月々の報告をモニタリングして、それを検証するという言葉で終わっておりまして、次の5点目で聞いたときに、それがなされなければ是正勧告という言葉で減額もあるということだったのですが、是正勧告とモニタリングの検証の間にはかなり開きがあると思っております、モニタリング検証して、どのように対応するという事なのか、その内容をもう一度伺いたいと思います。

それから、大項目の最後で伺いました、市民との協働と自治会の総合的負担の件ですが、事業量、数でいただいたのは最終的にチラシとポスターの枚数だったかと思う

のですが、事業数ということでお聞かせはいただけないでしょうか。

あと、自治会側に負担がかからないように配慮するということがあったのですけれども、反応を受けとめるような仕組みの検討について伺います。

◎新藤茂市民局長 プラザノースのサービス量の不足について、どんなふうな検証をするのかということでございますけれども、要求水準あるいは事業者提案に基づいたとおりに、事業者が運営しているかどうかをアドバイザー契約している会社とともに検証させていただいて、支払い時期に十分でない場合は戒告する、あるいは勧告して、ポイントが一定程度以上に行きましたら、支払いを減額するというふうなことでございます。

自治会の関係で、配慮の仕組みについてでございますけれども、今後検討してまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。